

国見町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和8年1月26日

国見町長 村上利通

## 国見町規則第1号

国見町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
国見町子ども・子育て支援法施行細則(平成26年国見町規則第9号)の一部  
を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

支給認定決定通知書

[別紙参照]

第4号様式を次のように改める。

支給認定変更通知書

[別紙参照]

第6号様式を次のように改める。

施設等利用給付認定通知書

[別紙参照]

第7号様式を次のように改める。

施設等利用給付認定申請却下通知書

[別紙参照]

附 則

この規則は、令和8年1月26日から施行する。

## 支給認定決定通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

次のとおり、支給認定を決定しましたので通知いたします。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 住 所			
認 定 区 分		保 育 必 要 量	
保 育 希 望 理 由			
認 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

※支給認定証は、保護者からの申請があった場合にのみ交付いたします。

お問い合わせ先

# 支給認定変更通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

次の児童の支給認定区分を変更いたしましたので、通知いたします。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 住 所			
	変 更 前		変 更 後
認 定 内 容			
保 育 希 望 理 由			
変 更 の 理 由			

※支給認定証書は保護者からの申請があった場合にのみ交付いたします。

お問い合わせ先

## 施設等利用給付認定通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 住 所			
決 定 年 月 日	年 月 日	認 定 区 分	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
保育の必要性の事由			
<p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、国見町を被告として（国見町長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、 課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。 お問い合わせ先</p>			

## 施設等利用給付認定申請却下通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 住 所	
却 下 の 理 由	
却 下 年 月 日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、国見町を被告として（国見町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

お問い合わせ先